

**お知らせ 『名張パートバンク』
名称変更**

名張パートバンクは、再編整備に伴い、4月1日から「ハローワークプラザ名張」に名称を変更します。

「ハローワークプラザ名張」は、これまでの名張パートバンクと同様の業務内容（検索機の利用・職業相談・紹介）を行いますので、引き続きご利用ください。

【とき】 月～金曜日

午前8時30分～午後5時15分
※祝日・年末年始を除く。

【ところ】 名張市総合福祉センター
ふれあい1階

(名張市丸之内79 ☎63-0900)

【問い合わせ】

ハローワーク伊賀 ☎21-3221

**お知らせ 伊賀市文化会館
ホールなど予約停止**

施設改修工事を予定しているため、施設予約を停止させていただきます。ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

【対象施設】 伊賀市文化会館
ホール、ホワイエ

【休止予定期間】

平成24年2月1日(水)～29日(水)
※ほかの施設は予約可能です。

【問い合わせ】

企画課

☎22-9621 FAX 22-9628

伊賀市文化会館 ☎24-7015

**お知らせ 土地・家屋価格等
縦覧帳簿の縦覧期間**

市では皆さんが所有している固定資産の状況や価格などを確認していただくため、「土地・家屋価格等縦覧帳簿」の縦覧期間を設けます。

※縦覧期間中は通常の土地登記所有者簿の閲覧を休止します。

【とき】

4月1日(金)～5月2日(月)
午前8時30分～午後5時15分

※土・日曜日・祝日を除く。

【ところ(縦覧対象)】

- ①課税課資産税係(市内全域)
- ②各支所振興課(支所管轄範囲)

【対象者】

市内に土地または家屋を所有している人

【内容】

《土地》

所在地番・地目・地積・評価額

《家屋》

所在地番・家屋番号・種類・構造・床面積・評価額

【縦覧に必要なもの】

《所有者本人の場合》

本人確認ができるもの

※運転免許証・住民基本台帳カード(写真付きのみ)など

《代理人の場合》

委任状と代理人の本人確認ができるもの(所有者本人の場合と同じ)

【問い合わせ】

課税課

☎22-9614 FAX 22-9618



今月の納税

●納期限 3月31日(木)

納期限内に納めましょう

国民健康保険税(10期)

※納税は便利な口座振替で

【問い合わせ】

収税課 ☎22-9612

**公共交通機関をもっと
うまく活用してみませんか**



今や車は一家に1台ではなく複数台所有されていることが多く、私たちの生活には欠かせないものとなっています。しかし、私たちは少し車に頼りすぎているのではないのでしょうか。環境によくないとわかっていても、鉄道・バスなどの公共交通機関は「面倒だから!」と、ついどこへ行くにも車で出かけていませんか。

しかし、その一方で、運動不足を気にして、メタボリックシンドロームやその予備軍になるのを避けるために、スポーツジムに通う人も中にはいるのではないのでしょうか。

今一度、毎日の行動パターンを見直し、公共交通機関、さらには徒歩・自転車をうまく活用した生活を考えてみませんか。一人ひとりの健康や環境にやさしい行動が、ひいては公共交通機関の存続にもつながります。

【問い合わせ】

企画課 ☎22-9621

地域安全コーナー

伊賀警察署だより

暴力団は、活動の原動力である資金を得るための活動を多様化・巧妙化させています。こうした中、県民の安全で平穏な生活を確保し、県の社会経済活動を発展させることを目的とした三重県暴力団排除条例が、4月1日から施行されます。

この条例では、暴力団への人の遮断と資金源の遮断に着目した各種施策が設けられており、特に「青少年の健全な育成を図るための措置」と「暴力団への利益供与の禁止」が2つの大きな柱とされています。

「青少年の健全な育成を図るための措置」に関しては、①青少年に対する学校教育等の推進、②青少年を

三重県暴力団排除条例の

施行について

暴力団事務所に立ち入らせることの禁止、③暴力団事務所の開設・運営の制限が規定されています。

「暴力団への利益供与の禁止」に関しては、県で事業活動を行っている事業者が、暴力団へ資金はもとより、財産上の利益を提供することが禁止されています。

■暴力団に関する相談

○警察本部専用相談電話

☎059-228-8704

○暴力追放三重県民センター

☎0120-31-8930

【問い合わせ】

伊賀警察署 ☎21-0110

名張警察署 ☎62-0110



お知らせ きじが台・ゆめが丘
地区市民センター
開設・移転

市では、地域と住民が主体となるまちづくりの実現に向けて、地区市民センターの整備を進めています。

4月1日から、きじが台地区市民センターを新たに開設しますのでご利用ください。

また、ゆめぼりすセンター内のゆめが丘地区市民センターは、4月1日から新築・移転します。

■きじが台地区市民センター

上神戸 4560-95 ☎/FAX 36-0671



■ゆめが丘地区市民センター(建設中)
ゆめが丘 6-6 ☎/FAX 21-7055



【問い合わせ】

市民生活課市民活動推進室
☎ 22-9639 FAX 22-0317

お知らせ 防災講演会

【と き】 3月26日(出)

午後1時30分～4時30分

【ところ】 大山田産業振興センター
どんぐりホール(218人収容)

【内 容】

○「巨大地震災害に備えたまちづくり」

《講 師》 三重大学大学院工学研究科 准教授 川口 淳さん

○「風水害を中心とした自然災害に備えたまちづくり」

《講 師》 三重大学生物資源学研究科 教授 葛葉 泰久さん

【問い合わせ】

大山田支所振興課
☎ 47-1150 FAX 46-1764

お知らせ 後期高齢者医療

「医療費のお知らせ」

三重県後期高齢者医療制度の加入者に、平成22年1月から12月までの「医療費のお知らせ」を3月下旬にお送りします。

「医療費のお知らせ」は、実際にかかった医療費をお知らせし、健康の大切さを改めて確認していただくことを目的としています。

※確定申告などの「医療費控除」に、領収書の代わりとすることはできません。

【問い合わせ】

三重県後期高齢者医療広域連合事業課 ☎ 059-221-6883

お知らせ 下水道などを使用している
家庭の皆さんへ

公共下水道処理施設・農業集落排水処理施設・青山地域の公共設置型浄化槽を使用している家庭で、次に該当する場合は、必ず届出をしてください。

届出用紙は下水道課・各支所振興課に設置しています。

①転出(転居)・転入・死亡・出生・就学・長期出張などで、使用人数に変更があったとき

※ゆめが丘(公共下水道処理施設)・青山地域の公共設置型浄化槽の使用者については、居住人数に変更が生じて届出の必要はありません。

②死亡などにより使用者が変わったとき

③排水設備の使用を休止・開始するとき

【問い合わせ】 下水道課

☎ 43-2318 FAX 43-2320

お知らせ 人権パネル展

【と き】

3月7日(月)～25日(金)

午前9時～午後5時

※土・日曜日・祝日を除く。

【ところ】 いがまち人権センター

【展示内容】

いのち・あい・人権(部落問題)

【問い合わせ】

いがまち人権センター

☎ 45-4482 FAX 45-9130

コ ラ ム

防災ねっと ー第7回ー

「伊賀市災害時要援護者避難支援プラン」

市では、災害時に自力で避難することが困難な災害時要援護者に対して、災害情報の提供や避難の手助けが地域の中で素早く行われる体制づくりを進めるため、「伊賀市災害時要援護者避難支援プラン」を策定しました。

■プランの概要

①災害時要援護者の台帳登録(本人申請)、②台帳登録者の個別避難計画の策定、③福祉避難所などの支援体制の整備を柱とし、行政・地域の支援体制について規定しています。



■対象者(災害時要援護者)

このプランにおける災害時要援護者とは、①65歳以上のみの世帯の人(独居含む)、②要介護3～5の認定を受けている人、③身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人、④そのほか、乳幼児・妊婦・外国人居住者など災害時に支援が必要と認められる人のことをいいます。

■今後のプラン推進について

プランの推進には、地域による「共助」の取り組みが不可欠です。今後、詳しくお知らせする予定ですので、ご理解とご協力をよろしくお願い致します。

「あんしん・防災ねっと」

下記のURLにアクセスすることで、災害時の緊急情報・避難所情報や休日・夜間診療所情報などを閲覧できるほか、携帯電話のメールアドレスを登録した人には、市から緊急情報メールを送信します。

URL <http://www.anshin-bousai.net/iga/>

※携帯電話のバーコードリーダ機能で、QRコードを読み込んで登録できます。



QRコード▶

【問い合わせ】 総合危機管理室 ☎ 22-9640 FAX 24-0444